

身体的拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は患者の自由を制限することであり尊厳ある生活を阻むものである。
さがみりハビリテーション病院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

2. 基本方針

当院では、患者または他の患者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束の実施を原則禁止する。

3. 身体的拘束の定義

『患者の身体または衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう』 昭和 63 年 4 月 8 日厚生省告示 第 129 号における身体拘束の定義

【身体的拘束に該当する具体的な行為】

1. 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等でしばる
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等でしばる
3. 自分で降りられないように、ベッドを 4 点柵（サイドレール）で囲む
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等でしばる
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
6. 車椅子やイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、腰ベルト・車椅子テーブルをつける
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
8. 脱衣やオムツ外しを制限するために、つなぎ服を着せる
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等でしばる
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

「身体的拘束ゼロへの手引き」平成 13 年 3 月 厚生労働省

4. 身体的拘束には該当しない具体的な行為

当院では、肢体不自由や体幹機能障害があり残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための以下の行為については身体的拘束に該当しないこととする。

- 1) 整形外科疾患の治療であるシーネ固定など
- 2) 身体的拘束等をせずに患者を転倒や離院などのリスクから守る事故防止策（離床センサー類など）

5. 鎮静を目的とした薬剤の適正使用

不眠・不穏時など行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、医師・看護師・薬剤師等で協議し、患者に不利益が生じない量を使用する。また、薬剤の必要性と効果を評価し、必要な深度を超えないよう適正な使用を検討する。

6. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の『3要件』を全て満たした場合に限る。

- 1) 切迫性：患者または他の患者等の生命または身体が危険にさらされる可能性があり緊急性が著しく高いこと
- 2) 非代替性：身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと
- 3) 一時性：身体的拘束が必要最低限の期間であること

7. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

- 1) その態様及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2) 緊急やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討する。必要と認めた場合、医師は身体拘束の指示をする。
- 3) 医師は同意書を作成し、事前に患者・家族等に説明して身体的拘束開始の同意を得る。
ただし、直ちに身体的拘束を要する切迫した状況で事前に同意を得ることが困難な場合は、身体拘束開始後直ちに家族等に説明して同意を得る。
説明内容 ①身体拘束を必要とする理由
②身体拘束の具体的方法・理由
③身体拘束を行う時間または時間帯・期間
④身体拘束による合併症
⑤改善に向けた取り組み方法
- 4) 患者・家族の同意を得られない場合は、身体拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、診療録に記載する。
- 5) 身体拘束中は毎日、身体拘束の早期解除に向けて多職種による患者状態の評価を行う。その際、身体拘束を行う「3要件」を踏まえ、継続の必要性を評価する。
- 6) 医師はカンファレンスの内容を踏まえて、身体拘束の継続または解除の有無を指示する。
- 7) 身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

8. 身体的拘束最小化のための体制

1) 身体的拘束最小化チームの設置

医師・看護師・薬剤師・療法士・社会福祉士など多職種で構成するチームを設置する

2) 身体的拘束最小化チームの活動内容

- ① 身体的拘束の実施状況を把握し、病院管理者を含む職員に定期的に周知徹底する
- ② 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する
- ③ 定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員に周知して活用する
- ④ 身体的拘束最小化のための職員研修を開催し記録する

9. 身体的拘束最小化のための研修

- 1) 定期的な教育研修（年1回）実施
- 2) その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

10. 本指針の閲覧

本指針は、当院マニュアルに綴り全部署に配布し、職員がいつでも閲覧可能とするほか、当院ホームページに掲載し、患者・家族等が閲覧できるようにする。